

「まち・ひと・しごと創生本部の設置について」の廃止について

〔平成 26 年 11 月 25 日〕
閣 議 決 定

まち・ひと・しごと創生本部の設置について（平成 26 年 9 月 3 日閣議決定）
を廃止する。

附 則

この閣議決定はまち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）附則第
1 項ただし書に規定する施行の日から施行する。